

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 貴社の労働時間管理・健康管理について再確認して みませんか？

### 「過労死等」とは

ここでクイズです。「過労死」「絵文字」かわいい」「もったいない」の共通点は何でしょうか。

正解は、海外で通じるようになった日本語です。「Karoshi」「Emoji」「Kawaii」「Mottainai」と、そのままローマ字で表記します。このほかには「漫画」「寿司」「カラオケ」「改善」などもあります。「漫画」「絵文字」「もったいない」「改善」など、日本の文化や良い習慣を表す言葉が日本語の音のまま海外で通じるようになるのはうれしいことですが、「過労死」についてはとても残念です。

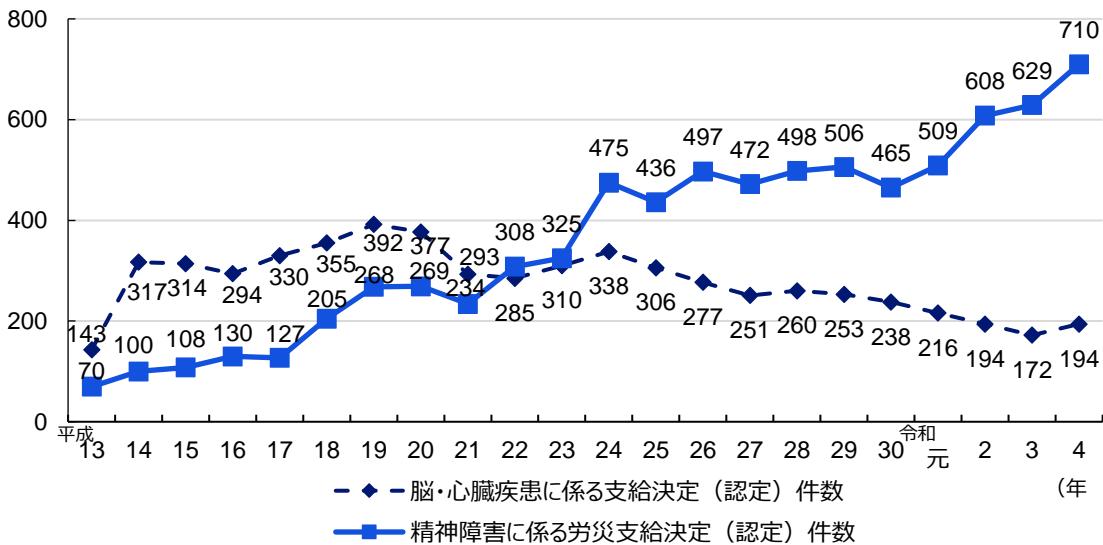
「過労死等」とは、以下の3つをいいます。（過労死等防止対策推進法）

- ①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ②業務における強い心理的負荷による精神障害等を原因とする自殺による死亡
- ③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

### 過労死等での労災認定件数は高止まり・増加傾向

それでは、過労死等の労災認定状況を見てみましょう。

（件）



（資料出所）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

（注）労災支給決定（認定）件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

出典：厚生労働省「令和5年版過労死等防止対策白書」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156170.pdf>）をもとに加工

このグラフから、平成26 年に過労死等防止対策推進法が施行された後も、脳・心臓疾患の認定件数はほぼ横ばいで高止まりしていて、精神障害については年々増加していることがわかります。

## 過重労働による健康障害を防止するために

### 時間外・休日労働を削減しましょう

今年の4月からすべての業種に時間外労働の上限規制が適用されています。労働時間を適正に把握し、労働基準法で定められている労働時間および労働時間の上限を守りましょう。

厚生労働省：働き方改革特設サイト-時間外労働の上限規制

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

### 年次有給休暇の取得を促進しましょう

管理職者が率先して有給休暇を取得するなど、有給休暇を取得しやすい職場の風土・環境を作りましょう。また、取得日数の管理を行い、取得率が低い従業員に対しては、個別の通知や働きかけも重要です。「誕生月に1日年次有給休暇を必ず取得する」ことをルール化するなど、全員に平等に取得できる日を設定するなども一案です。

### 従業員の健康管理に関する措置の実施を徹底しましょう

健康管理体制（産業医・衛生管理者・衛生推進者の選任、（安全）衛生委員会の設置等）を整備し、健康診断や健康診断結果にもとづく事後措置、長時間労働を行った従業員に対する医師による面接指導を適切に実施しましょう。

また、ストレスチェックを実施するなどのメンタルヘルス対策や、メンタルヘルス不調の原因になっているハラスメントの防止対策も重要です。

厚生労働省による令和5年度実施の長時間労働が疑われる事業場(26,117事業場)に対する監督指導結果によりますと、実施事業場の21,201事業場（81.2%）に労働基準関係法令の違反がありました。主な違反は以下のとおりです。

主な違反内容	令和5年度		令和4年度	
違法な時間外労働	11,610	44.5%	14,147	42.6%
過重労働による健康障害防止措置未実施	5,848	22.4%	8,852	26.6%
賃金不払い残業	1,821	7.0%	3,006	9.0%

（出典）厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和5年度の監督指導結果を公表します。」（令和6年7月25日）  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001278556.pdf>) をもとに加工して作成

このように、過重労働による健康障害防止対策は十分とはいえません。「過労死等防止啓発月間」に、貴社の労働時間管理や健康管理など「働き方改革」への取り組みについて再確認してみてはいかがでしょうか。

## AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>